

元の生活を返せ・原発被害いわき訴訟：第6回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第6回口頭弁論：7月23日（水）14：00から

第6回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において

（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2014年7月23日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民 1,393 人（1次原告数 822 人／2次 571 人）
世帯数（1次 336 世帯）（2次 264 世帯・内 16 は1次と重複）

被 告 国、東京電力株式会社

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）
（1次 140 人／2次 78 人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次 8 人／2次 6 人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次 7 人／2次 4 人）

一 般（1次 667 人／2次 483 人）

3、請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時 0.04 マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で 18 歳未満の者に対しては毎月 8 万円、それ以外の者に対しては毎月 3 万円。

②本件事故後の懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金 25 万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金 25 万円。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方である。

第2 第6回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第6回口頭弁論

訴訟は当初、原告と被告ら、双方からの「言い分のキャッチボール」で進行します。現在、原告側提出の初回の言い分「訴状」に対し、国、東電は、被告らの初回の言い分「答弁書」を提出してきているので、現在訴状の補充となる内容について原告の言い分を提出している段階です。第6回口頭弁論は、この原告の言い分を提出するのが役割です。

2 今回の第6回口頭弁論について

今回は、昨年11月21日に提訴した第2次訴訟が、ようやく第1次訴訟に併合されて初回の裁判の日となります。第2次訴訟の原告にとっては、第1回裁判になります。

したがって、第2次訴訟の訴状及びこれに対する被告東電、国それぞれから答弁書の陳述が行われます。

また、被告東電及び被告国も、被告側の見解を今回まとまった形で提出しました。被告国の見解がまとまった形で出たのは本件で初めてです。

今回、原告側からは1通の準備書面及び求釈明書を提出しました。

準備書面15は、中間指針に拘泥して賠償を算定すべきではないことについて述べるものです。また、求釈明書は、被告国及び東電が、本件事故を引き起こした責任原因について、原告側が主張する内容に対し、まったく認否していませんので、その認否を迫るものです。

今回は、原告側準備書面及び求釈明の要旨の陳述として、代理人が2名口頭で意見を陳述します。

第3 第7回法廷

2014年9月17日（水）14時です。

以 上